

●規程改正案の概要

要 旨	専修医及び研修医の年次有給休暇について「地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則」の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程 「非常勤嘱託等就業規則」</p> <p>2 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行、専修医及び研修医を含む非常勤嘱託等においては、その任用日から6月の間、年次有給休暇が付与されていない。 ○ 一方、臨時職員においては、任用の日から月1日付与（但し、勤務条件により異なる。）されているところ。 ○ 専修医、研修医及び非常勤嘱託医師（週あたりの勤務時間が30時間を超える者に限る。以下「専修医等」という。）は常勤職員と同程度の勤務条件であることから、年次有給休暇の付与日数について均衡を図る必要がある。 ○ よって、専修医等の年次有給休暇の付与方法について、常勤職員と同様の取り扱いとする。（第15条第3項、別表2の2） <p>（改正後の扱い）</p> <p>一の年において、次のとおり付与。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該年の中途において新たに専修医等となる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・・・当該年における在職期間に応じた日数を付与。 ※（例）4／1採用の場合、在職期間9月となり15日付与。 ② ①以外の場合 20日 <p>○ なお、非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師（週あたりの勤務時間が30時間以下の者。）については、県との均衡を図るため現行どおりとする。</p> <p>（参考）現行の付与日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任用の日から6月継続して勤務した場合、次の1年間において10日付与。 ・任用の日から1年6月以上継続して勤務した場合、次の1年間において10日に継続勤務が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数に応じた日数を加算した日数を付与 ※（例）継続勤務が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数が1年の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・・・10日+1日（1年に応じた日数）=11日付与。
施行期日	平成25年4月1日から施行する。

非常勤嘱託等就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>(休暇)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(休暇)</p> <p>第15条 略</p>
<p>2 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師(次項に掲げる者を除く。)の年次休暇</p> <p>は次の各号に定めるとおりとする。</p>	<p>2 非常勤嘱託等の年次休暇、有給休暇及び無給休暇は次の各号に定めるとおりとする。</p>
<p>一～三 略</p>	<p>一～三 略</p>
<p>3 専修医、研修医及び非常勤嘱託医師(1週間の勤務時間が30時間を超える者に限る。)の年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>二 次号に掲げる職員以外の職員 20日</p> <p>三 当該年の中途において新たに職員となるもの 当該年における在職期間に応じ、別表2の2の日数欄に掲げる日数</p> <p>4 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、一の</p>	<p>四 前各号に定める年次有給休暇(本号の規定により繰り越されたものを除く。)は、与えられた日数のうち使用しなかつた日数がある場合は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない者にあつては当該残日数(1日未満の端数があるときはこれを1日の年次休暇の残日数とした日数)を、20日を超える職員にあつては20日を限度として、当該年の翌年に限り繰り越すことができる。</p> <p>五 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位とする。</p> <p>六 第1号から第4号までに定めのあるもののほか、非常勤嘱託等に別表3に掲げる有給休暇及び別表4に掲げる無給休暇を与えるものとする。</p>

年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあつては当該残日数(1日未満の端数があるときはこれを1日の年次有給休暇の残日数とした日数)、20日を超える職員にあつては20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

5 第2項から前項までに規定する年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

6 第1項から第4項までに定めるもののほか、非常勤嘱託等に別表3に掲げる有給休暇及び別表4に掲げる無給休暇を与えるものとする。

7 前各項に定めるものを除くほか、有給休暇は、有給休暇は認めない。

別表2 (第15条関係) 略

別表2の2 (第15条関係)

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日

3 前2項に定めるものを除くほか、非常勤嘱託等については、有給休暇は認めない。

別表2 (第15条関係) 略

8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年末満の期間	20日